

特定非営利活動法人グラウンドワーク東海 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人グラウンドワーク東海という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県名古屋市東区東桜二丁目307番の181東カン名古屋キャステール616号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民・企業・行政の三者がパートナーシップを組み、それぞれが汗をかき、知恵を出して、地域の身近な環境（グラウンド）を整備・改善する運動（ワーク）である「グラウンドワーク」を普及・啓発すると共に、グラウンドワーク活動団体を支援する諸事業を行うことにより、広く一般市民に対し豊かな環境の実現や地域社会の発展等に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) グラウンドワークの実践と普及及び啓発、支援活動を図るための事業
- (2) グラウンドワーク活動団体との連携強化と支援活動事業
- (3) 新たに設立するグラウンドワーク活動団体並びに企業・自治体に対する相談（支援）・助言事業
- (4) 自治体等のグラウンドワーク活動の企画、運営等に関する受託事業
- (5) グラウンドワーク関連のセミナー・フォーラム、環境学習の研修事業
- (6) 先進地スタディツアー、広報誌、ホームページ等の啓発・情報提供事業
- (7) レポート発行等の研究・助言事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 協力会員 この法人の目的に賛同し、事業に対する協力・支援をするために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上20人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
2. 理事のうち、1人を理事長、3人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合は、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えがたいと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(法上外役員)

第20条 この法人には、法上の役員以外に、理事会が必要と認めるとき顧問・アドバイザー・推進委員を置くことができる。なお、選出基準及び職務については理事会において定める。

2. 顧問・アドバイザー・推進委員は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
3. 顧問・アドバイザー・推進委員は、理事会の諮問に応じて助言する。
4. 顧問・アドバイザー・推進委員の任期等は、第16条を準用する。
5. 定数は、特に定めない。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メール（ファクシミリを含む）をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
4. 理事長は、顧問・アドバイザー・推進委員の助言を必要とする場合は、当該、顧問・アドバイザー・推進委員に対して、前項に準じて通知をしなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

2. 議長は、総会の運営を統括し、議事を整理・進行するとともに、総会の事務を監督する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもつ

て表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
5. その事業年度の会費等を未納の正会員については納入までの間、その表決権を凍結し、定足数・議決数に関する総数から除く。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更に関する事項

(4) 事務局の組織及び運営に関する事項

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メール(ファクシミリを含む)をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

4. 理事長は、顧問・アドバイザー・推進委員の助言を必要とする場合は、当該、顧問・アドバイザー・推進委員に対して、前項に準じて通知をしなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メール（ファクシミリを含む）をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、第39条第1項第2項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

5. その事業年度の会費等を未納の理事は納入まで表決権を凍結し、定足数・議決数に関する総数から除く。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2. 理事長は、前項の議決の内容について、速やかに正会員に周知しなければならない。

3. 第1項の議決の内容について、正会員の5分の1以上から異議の申し出があるときは、理事会は事業計画及び収支予算の修正について検討を行い、理事長はその結果について速やかに正会員に周知しなければならない。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加及び更正をすることができる。

2. 前項の規定に基づく議決内容の周知及び異議の申し出に関する事項については、第43条第2項及び第3項の規定を準用する。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(情報公開)

第47条 理事長は、法第28条第2項において公開を義務付けられた書類のほか、会計帳簿並びに領収書又は請求書等の会計に関する証拠書類について正会員から閲覧の請求があったときは、これを閲覧させなければならない。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、正会員総数の3分の1以上の正会員が出席する総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認定を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	伊 貝 星 治
副理事長	富 田 鈺 二
副理事長	今 尾 忠 之
副理事長	奥 直
理事	青 木 和 芳
理事	伊 貝 慎 二
理事	石 井 隆 一
理事	杉 浦 光 男
理事	高 嶋 英 人
理事	竹 内 清 晴
理事	手 嶋 勝
理事	中 井 孝 佳
理事	中 村 隆 文
理事	日 置 須 住
理事	堀 田 一 弘
理事	堀 田 信 寿
理事	森 島 徹 也
理事	森 田 健 二 朗

監事	阪 井 義 孝
監事	橋 本 博 明

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2005 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところ

によるものとする。

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から 2004 年 3 月 31 日までとする。
- 6 入会金及び会費
- 1) この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、入会金は当面徴収せず、次に掲げる額とする。
 - 2) 総会において議決権は、入会金・会費の額に関わらず平等とする。
 - 3) 既に任意団体「グラウンドワーク東海」に会費等を納入しているものは、設立当初の入会金及び会費の納入を免除する。

NO	区分		入会金	会費計算方法	会費		
1	正会員	個人会員	0円	1万円1口以上	1万円以上		
2		団体会員	地域活動団体	0円	1万円1口以上	1万円以上	
3			地域活動を実施する法人 ※1	0円	1万円2口以上	2万円以上	
4			自治体	都道府県・政令指定都市	0円	10万円3口以上	30万円以上
5				市町村	0円	10万円2口以上	20万円以上
6			大企業	0円	10万円3口以上	30万円以上	
7			中小企業 ※2	0円	5万円1口以上	5万円以上	
8		その他の法人	0円	5万円1口以上	5万円以上		
9	協力会員	個人会員	会員	0円	1千円3口以上	3千円以上	
10			シニア会員(65才以上)	0円	1千円1口以上	1千円以上	
11		学生会員	0円	1千円1口以上	1千円以上		
12		団体会員	地域活動団体	0円	1千円5口以上	5千円以上	
13			大企業	0円	1万円3口以上	3万円以上	
14			中小企業 ※2	0円	1万円1口以上	1万円以上	

注)

※1：地域活動を実施する法人とは、公益法人等のうち地域活動を実施する法人をいう。

※2：中小企業とは中小企業基本法に定める次の会社をいう。

業種	資本金又は出資額 常用従業員数
鉱工業、運送業、その他の業種	1億円以下 かつ 300人以下
小売業、サービス業	1000万円以下 かつ 50人以下
卸売業	3000万円以下 かつ 100人以下

附則

この定款は、認可の日から施行する。(認可平成16年6月19日 従たる事務所の廃止)

原本と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

特定非営利活動法人グラウンドワーク東海

理事長 竹谷 裕之